

空き家、募集。

空き家は全国的に増えており、社会的な問題となっています。日野町においても、空き家の数は平成27年度に431戸、令和元年度には557戸と年々増加しています。(日野町空き家等実態調査の結果)

人が住まなくなった家は、傷みの進行が早く、老朽化すると危険な状態になります。

また、防犯や防災のリスクも高まり、地域の生活環境の悪化の原因にもなります。

町では、空き家対策の一環として、「空き家バンク」制度を平成21年に導入し、住宅の有効活用を進めています。これまでに79世帯188人が日野町に移住されました。(令和4年3月末)



空き家バンク制度

町内にある空き家を所有者に登録していただき、買いたい(借りたい)方に紹介する制度です。

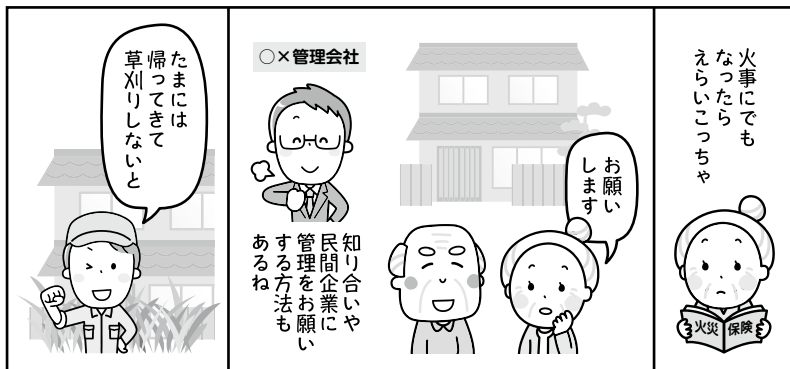
この制度は、町と協定を結んでいる滋賀県宅地建物取引業協会に所属している宅建業者の仲介のもと、安心して交

こうなる前に何とかせな
ご近所さんに迷惑もかかるし

渉や契約等ができる仕組みとなっています。

皆さんの地域にある空き家の所有者さんに空き家バンク制度をご紹介ください。

また、所有されている空き家を「売りたい」「貸したい」とお考えでしたら、役場3階企画振興課企画人権担当までお気軽にご相談ください。



自治会活動の説明

空き家等の購入を希望される方には、自治会から提供いただいた情報をもとに自治会活動への理解を促し、自治会活動等について地元から説明を受ける機会を設けています。



◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当

☎0748-5216552

家屋の取り壊しや

用途変更をされた方は

届け出をお願いします

家屋の取り壊しについて

家屋の全部または一部を取り壊された方は、家屋取壊届を提出してください。届け出が遅れると翌年も固定資産税が課税される場合があります。家屋を取り壊した年の12月末までに届け出をお願いします。届け出を受領後、現地を確認して実際に建物が滅失されたいたら、翌年度からその家屋についての固定資産税は課税されません。

家屋の用途変更について

用途変更とは、建築当時の用途から、現在使用している用途が変わったことをいいます（住宅を店舗や事務所として使用するなど）。用途変更をされた方は家屋用途変更申告書を提出してください。申告されると、当該家屋にかかる経年原点補正率を次の評価替え時から修正させていただきます。

届け出方法

家屋取壊届・家屋用途変更申告書を税務課固定資産税担当へ提出してください。届け出用紙は税務課窓口もしくは町のホームページから印刷することができます。



日野町
ホームページ

◆問い合わせ先 税務課 固定資産税担当 ☎ 0748-52-6572

農業排水路への

不法投棄はやめてください

農業排水路は、農業排水だけでなく、生活排水や雨水排水も流入しており、不法投棄されたゴミは農業排水路にも流れ着きます。農業排水路は地域の防火用水や生き物の生息場所といった機能もあります。

ゴミの不法投棄は農業者だけの問題ではなく、地域に住む皆さん一人ひとりの問題でもあります。地域の財産である農業排水路の機能を維持するため、ゴミの不法投棄をしないよう皆さんのご理解とご協力をお願いします。



◆問い合わせ先

日野川地区管理体制整備
推進協議会
(日野川流域土地改良区内)
☎ 0748-57-1717
農林課 農林振興担当
☎ 0748-52-6563

改修工事に伴う

大谷公園野球場の利用停止のお知らせ

老朽化した施設を更新するため、また令和7年に開催予定の国民スポーツ大会に使用するために、大谷公園野球場の改修工事を行います。このため、工事期間中は野球場が利用いただけません。野球場以外はご利用いただけます。

利用できない期間：令和4年7月1日(金)～工事が完了するまで

利用の再開は令和5年度を予定しています。再開する際は改めてお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ先 建設計画課都市計画担当 ☎ 0748-52-6567